

公的研究費の不正防止に係る基本方針

(平成 27 年 4 月 1 日 策定)

令和 4 年 4 月 1 日改正

北海道立衛生研究所（以下「当所」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、当所における公的研究費の不正を防止するため、次のとおり北海道立衛生研究所における公的研究費の適正な管理に関する規程第 4 条に規定する基本方針を定める。

1 責任体制の明確化

当所の公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者、実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者、不正を防止する実務上の責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を配置することにより、公的研究費の管理運営に係る責任体制を明確化する。

2 適正な管理運営の基盤となる環境の整備

構成員に対し、理解不足による公的研究費の不正を防止する観点から、公的研究費の管理に係る行動規範を策定し、必要な規程類を整備するとともに、コンプライアンス教育に関する研修会及び啓発活動の実施を通じ、構成員の規範意識の向上を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

最高管理責任者は、不正防止計画に基づく取組の実施状況について随時確認し、進捗を管理する。

4 公的研究費の適正な管理・運営

公的研究費を適正かつ的確に取扱うため、各構成員の権限と責任を明確にするとともに、物品の発注及び検収業務は事務職員が一括して実施するなど、機関としてのチェック体制が有効に機能する取扱いを定め、運用する。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用ルール等に関する相談や不正に関する通報に対し、適切に対応できるよう、窓口を設置するとともに、不正が疑われる場合の調査手続に関する取扱いを定め、公正な運用を図る。

6 モニタリングの充実

最高管理責任者の直轄組織として内部監査を実施する体制を整備し、会計書類の形式的要件の検査に加え、不正が発生するリスクに対応する監査を定期的を実施する。

※ 構成員とは、当所に所属する研究職員、事務職員、技術職員及びその他公的研究費に関わる職員（非常勤職員を含む）をいう。